

民有林林道台帳について

〔平成8年5月16日 8林野基第158号〕
〔林野庁長官通知〕
(最終改正) 令和4年3月29日 3林整整第1147号

林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号。以下「規程」という。）第7条の規定により整備する台帳のうち、民有林林道台帳（以下「林道台帳」という。）の整備について別紙のとおり「民有林林道台帳について」を定めたので、林道台帳の適切な整備に努められたい。

なお、これに伴い「民有林林道台帳について」（昭和50年3月8日付け50林野道第45号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳の調製について」（昭和50年4月1日付け50-6林野庁林道課長通知）は廃止する。

おって、貴管内の市町村等林道の管理者に対しては、貴職よりこの旨周知徹底されたい。

民有林林道台帳について

1 林道台帳作成の目的

林道台帳の作成は、林道の種類、構造、資産区分等林道の現況を明らかにし、適正な林道の管理に資することを目的とする。

2 林道台帳の作成対象となる林道

この林道台帳に記載する林道は、民有林林道事業で施行した国庫補助に係る民有林林道（以下「国庫補助林道」という。）とする。

なお、次の林道については、規程に定める規格、構造及びその他必要な条件を具備している場合には林道台帳に記載することができるものとする。

- (1) 都道府県が国庫補助以外の財源（(2)の融資を除く。）により施行した民有林林道及び市町村、森林組合等が都道府県単独の補助により施行した林道（以下「県単林道」という。）
- (2) 都道府県、市町村、森林組合等が株式会社日本政策金融公庫からの融資により施行した民有林林道（以下「融資林道」という。）
- (3) 市町村、森林組合等が上記(1)、(2)以外の財源により施行した民有林林道（以下「自力施行林道」という。）
- (4) 民有林の補助事業等により開設した民有林林道以外の道路等であって、規程に定める規格、構造及びその他必要な条件を具備したことにより民有林林道の自動車道等として編入されたもの

3 林道台帳の作成主体等

林道台帳を作成する林道の管理者（以下「林道管理者」という。）は、林道台帳を正・副2通作成し、正本は当該林道の管理者において、副本は当該林道をその区域に含む都道府県（以下「関係都道府県」という。）において保管するものとする。

ただし、当該林道の管理者が複数ある場合には、各林道管理者は正・副2通を作成の上、正本を保管するとともに、副本は関係都道府県において保管するものとする。

また、林道管理者が森林組合、国立研究開発法人森林研究・整備機構等である場合には、正本1通のほか、副本を2通作成し、正本を保管するとともに、副本は関係都道府県及び当該林道をその区域に含む市町村において各1通を保管するものとする。

4 林道台帳の記載事項等

- (1) 林道台帳は、現況一覧表（第1号様式）、総括表（第2号様式の1及び2）、経過表（第3号様式）、平面見取図（第4号様式の1及び2）、平面図（第5号様式）及び林道位置図からなるものとし、このうち単線軌道については、総括表（第2号様式の2）及び平面見取図（第4号様式の2）からなるものとする。

なお、必要がある場合は、上記各様式及び林道位置図以外の資料を林道台帳の付属帳票として併せて保管するものとする。

- (2) 前号に規定する平面図は、縮尺1/1,000以上とし、原則として測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量により作成するものとする。
- (3) 林道台帳の作成は、別添「民有林林道台帳作成要領」によるものとする。

5 林道台帳の訂正等

林道台帳の記載事項に変更が生じたときは、林道管理者は速やかにその訂正を行うものとする。

6 その他

この林道台帳で定めたもののほか、旧林道台帳に記載された特記事項については、この台帳に転記しておくものとする。

民有林林道台帳作成要領

I 林道台帳用紙の規格寸法及び綴り込み順序

1 林道台帳の表紙の規格等

- (1) 用紙の規格は、B 4 版とし、厚紙表紙とすること。
- (2) 用紙の表面及び背面には、上段に「民有林林道台帳」、下段に管理者名又は関係都道府県名を表示すること。
- (3) 表紙の裏側第 1 面には、索引番号、台帳整理番号、路線名及び管理者名を記入すること。また、裏側第 2 面には、管内図を添付すること。

2 林道台帳各様式の規格等

- (1) 用紙の規格は、B 4 版とし、上質厚紙とすること。
- (2) 副本は、電子コピー等の複写としても差し支えないものとする。

3 林道台帳の綴り込み順序

綴り込み順序は、現況一覧表（第 1 号様式）の次に各路線ごとの総括表（第 2 号様式の 1 及び 2）、経過表（第 3 号様式）、平面見取図（第 4 号様式の 1 及び 2）、平面図（第 5 号様式）、林道位置図及びその他付属帳票の順とし、表紙を綴り込み装幀すること。

II 各様式の記入要領

1 現況一覧表（第 1 号様式）

- (1) 記入方法
本表は、総括表（第 2 号様式の 2 を除く。）又は経過表より転記するほか、必要事項を記入すること。
- (2) 一定要件の該当有無
「一定要件の該当有無」は、当該の場合のみ「有」と記入すること。
(注) 一定要件とは、全幅員が 4 m 以上かつ両端（起終点）が公道に接続する場合（一定要件林道、一定要件農道等を介して接続する場合を含む。）

2 総括表

- (1) （第 2 号様式の 1）
 - ア 台帳登載年月日
「台帳登載年月日」は、当該事業に係るすべての工事を完了し、引き渡しを行って使用が開始された日とする。
 - イ 路線名
「路線名」は、民有林林道整備計画、森林環境保全整備事業補助金交付決定等の路線の名称と統一して使用する。ただし、当該林道が他の林道と連絡等により名称変更があった場合は、その名称を修正するものとし、摘要欄にその経過について記入すること。

ウ 幹、支、分線別

「幹、支、分線別」とは、林道規程（以下「規程」という。）第3条第4号、第5号及び第6号によるものとし、幹線はその名称を記入し、支線、分線は当該路線が属する幹線名を記入するほか、そのいずれか該当する事項に○印を付すること。

なお、分線から分岐する路線名については、分線名に支番を付し「○○分線1」、「○○分線2」と表示することとし、さらにその先、分岐する場合は、「○○分線1-1」、「○○分線1-2」と表示すること。

エ 基幹道、基盤整備道、強靱化林道、管理道、専用道、施業道別

「基幹道、基盤整備道、強靱化林道、管理道、専用道、施業道別」は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号）、農山漁村地域整備交付金交付要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号）又は沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号）に定める森林基幹道は「基幹道」、林業生産基盤整備道は「基盤整備道」、山村強靱化林道は「強靱化林道」、森林管理道は「管理道」、林業専用道は「専用道」、森林施業道は「施業道」に区分の上それぞれ該当する事項に○印を付すること。

オ 自動車道の種類等

「自動車道の種類等」は、規程第4条第1項、第3項及び第4項によるものとし、自動車道は第1種、第2種及び1、2、3級に該当する区分を記入し、軽車道に該当する場合、当該事項に○印を付すること。

カ 奥地、その他別

「奥地、その他別」は、『林道施設災害復旧事業における「奥地幹線林道」と「その他の林道」の区分について』（昭和49年5月17日付け49林野道第108号）の定めるところにより奥地幹線林道は「奥地」、その他の林道は「その他」と区分の上それぞれ該当する事項に○印を付すること。

キ 国有林林道との関係

「国有林林道との関係」は、次により記入すること。

(ア) 併用林道は、「併用林道の取扱いについて」（昭和38年8月31日付け38林野業第815号）の定めるところにより併用林道協定の有無について該当する事項に○印を付すること。

(イ) 峰越林道は、「峰越連絡林道の維持管理災害復旧等について」（昭和43年4月4日付け43林野業第180号）の定めるところにより維持管理、災害復旧等の協定の有無について該当する事項に○印を付すること。

ク 位置

「位置」は林道の全体計画における起点及び終点の地籍（目標を含む。）を記入すること。

また、用途変更等により起終点の位置を変更した場合は、前回までの起点

及び終点の地籍を抹消し、下段に新たに追加記入すること。

ケ 過疎市町村、振山市町村又は半島市町村

「過疎市町村、振山市町村又は半島市町村」は、当該市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）又は半島振興法（昭和60年法律第63号）の適用により過疎地域、振興山村地域又は半島振興対策実施地域の指定を受けた市町村名と指定年月日を記入すること。

コ 全体計画

(ア) 総延長

「総延長」は、当該路線に係る現況延長及び計画延長の総和を記入すること。ただし、市町村が2以上にわたる場合は、当該市町村に係る延長を上段に（ ）書きで併記すること。

また、地域森林計画、森林経営計画又は民有林林道整備計画の改訂、計画変更等により、全体計画延長に変更があった場合は、その変更の時点で修正するものとし、毎会計年度ごとの修正は行わないものとする。

(イ) 現況及び計画

「現況及び計画」は、総延長の内訳として現況及び計画延長をそれぞれ記入すること。

また、2以上の異なる幅員がある場合は、各幅員別延長を合算して記入し、その幅員は、「〇.〇m～〇.〇m」と表示すること。

(ウ) 地域森林計画

「地域森林計画」は、森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）第5条に基づき地域森林計画の指定を受けた地域森林計画名及び計画期間を記入すること。

(エ) 森林経営計画

「森林経営計画」は、法第11条に基づき森林経営計画の認定を受けた森林経営計画区名及び計画期間を記入すること。

サ 利用区域内の状況

「利用区域内の状況」は、次により記入すること。

(ア) 利用区域内の森林資源

「利用区域内の森林資源」は、当該路線に係る面積及び蓄積について開設計画策定時点における森林資源を記載することを原則とするが、その後の開設事業、峰越連絡林道等によって連絡線形（中腹又は嶺線林道を含む。）を形成し、全体計画に変更が生じた場合又は公道等への接続により交通状況が著しく変化したことに伴って幹線支線の区分に変更が生じた場合において利用区域に変更が生じたときは、当該区域内の森林資源について速やかに変更を行うものとする。また、市町村が2以上にわたる場合は、当該市町村に係る面積及び蓄積を上段に（ ）書きで併記すること。

(イ) その他面積

「その他面積」は、利用区域内の森林以外の面積について農地、その他に区分の上当該面積を記入すること。

(ウ) 利用区域内の森林資源のうち法令に基づく制限等の区分及び面積

「利用区域内の森林資源のうち法令に基づく制限等の区分及び面積」は、その制限、規制等の内容により種類、名称等を区分欄に、当該面積を面積欄にそれぞれ記入すること。

また、ここでいう「法令」とは、森林法、自然公園法、自然環境保全法、砂防法、文化財保護法その他の法令をいう。

シ 接続道路の状況

「接続道路の状況」は、当該林道の起点及び終点の接続道路について路線名、幅員、延長、道路の種類及び管理者名を記入すること。この場合、起点側等一方のルートについては当該市町村役場までの連担する路線名及び関係区間を記入すること。

ス 利用区域内の人家等

「利用区域内の人家等」は、人家、公共用建物及びその他について記入し、人家については世帯数を、公共用建物については役場、学校、消防施設等を、その他については前記以外の建物又は施設について記入すること。

セ 交通災害保険加入状況

「交通災害保険加入状況」は、当該林道について交通災害保険に加入している場合について保険の種類、保険会社の名称及び加入年月日を記入すること。

ソ その他

(ア) 上記各事項のうち、位置関係のあるものについては、平面見取図及び平面図に表示すること。

(イ) 摘要欄には、次の事項を記入すること。

a 総括表の第1面から第2面又は別様に転記した場合は、「前葉から転記」と朱書すること。この場合は、同様式の前葉はそのまま添付しておくものとする。

b 協定書、補助様式等がある場合は、その写しを添付するのを原則とするが、別途保管する場合にはその保管の方法、名称等について表示すること。

c 捨土等により谷止堰堤、捨土処理施設等を林道事業で設置した場合は、施設名と箇所数を記入すること。

d 当該林道が、有料道路の場合は「有料道路」と記入すること。

e 利用伐期齢以上の立木の蓄積を記入すること。

f その他必要な事項を記入すること。

(ウ) 当該林道の起点・終点の位置及び幅員を確認するため、林道標識状況写

真を付属資料として添付すること。

(2) (第2号様式の2)

ア 単線軌道名

「単線軌道名」は、補助金交付決定等の路線の名称と統一して使用する。

イ 管理者名

「管理者名」は、規程第5条によるものとする。

ウ 位置

「位置」は、当該単線軌道の起点及び終点の地籍を記入すること。

また、起終点の位置を変更した場合は、前回までの起点及び終点の地籍を抹消し、下段に新たに追加記入すること。

エ 接続道路

「接続道路」は、当該単線軌道の起点の接続道路について、路線名、幅員、延長、道路の種類及び管理者名を記入すること。

オ 利用区域内の状況

「利用区域内の状況」は、次により記入すること。

- (ア) 「利用区域内の森林資源」は、当該軌道に係る面積及び蓄積について当該単線軌道の計画時点における森林資源を記入することを原則とするが、その後の軌道の延長等の変更等により利用区域に変更が生じたときは、速やかに変更を行うものとする。

また、市町村が2以上にわたる場合は、当該市町村に係る面積を上段に()書きで併記すること。

- (イ) 「その他面積」は、利用区域内の森林以外の面積について農地、その他に区分の上当該面積を記入すること。
- (ウ) 「利用区域内のうち法令に基づく制限等の内容及び面積」は、利用区域内の制限、規制等の内容により種類、名称等を「制限等の内容」欄に、当該面積を「面積」欄にそれぞれ記入すること。

また、山地災害危険区域又は自然公園法第2条に定める自然公園に該当する場合は地区名又は公園名をそれぞれ「制限等の内容」欄に記載すること。

カ 軌条関係

「軌条関係」は、次により記入すること。

- (ア) 「施行年度」は、当該事業を施行した会計年度を記入すること。
- (イ) 「施行主体名」は、当該事業を施行した都道府県、市町村、森林組合等を記入すること。
- (ウ) 「施行区分」は、国庫、県単、融資、自力等の区分を記入すること。
- (エ) 「延長」は、当該年度の施行延長を記入すること。
- (オ) 「事業費」は、軌条の敷設に要した事業費を下段に記入し、国費を上段に()書で併記すること。

- (カ) 「主な防護施設」は、擁壁等の防護施設を設けた場合その工種を記入すること。
- (キ) 「主な付帯施設」は、格納庫等を設けた場合、施設名を記入すること。
- (ク) 「現況延長」は、各施行年度ごとの延長の累計とし、移設等により延長減がある場合は、累計延長から差し引いて記入し、備考欄に減(△)延長、理由、移設先等を記入すること。
- (ケ) 「登載年月日」は、当該事業に係る全ての工事を完了し、引き渡しを行って使用が開始された日とする。
- (コ) 「摘要」は、その他必要事項について記入すること。

キ 車両関係

「車両関係」は、次により記入すること。

- (ア) 「年度」は当該車両を導入した年度とする。
- (イ) 「施行主体名」は、当該事業を施行した都道府県、市町村、森林組合等を記入すること。
- (ウ) 「施行区分」は、国庫、県単、融資、自力等の区分を記入すること。
- (エ) 「事業費」は、当該車両の導入に要した事業費を下段に記入し、同国費を上段に併記すること。
- (オ) 「動力車」、「運転台車」、「乗用台車」及び「荷物台車」は機種及び製造番号を記入するものとする。
- (カ) 「登載年月日」は、車両等の引き渡しを受け、使用が開始された日とする。
- (キ) 「摘要」はその他必要事項について記入すること。

3 経過表(第3号様式)

(1) 施行年度

「施行年度」は、当該事業を施行した会計年度を記入すること。

(2) 施行主体名

「施行主体名」は、当該事業を施行した都道府県、市町村、森林組合等を記入すること。

(3) 新設、改築、改良、舗装、災害等の別又は併用、編入、削除の別

「新設、改築、改良、舗装、災害等の別又は併用、編入、削除の別」は、新設、改築、改良、舗装、災害等については当該事業名、併用林道等の協定をしたものは併用、作業道等他の道路から編入を受けたものは編入、転用(用途変更を含む。)等により市町村道等他の道路等へ移管したものは削除として記入すること。

この場合、併用については、併用林道等の協定書の写しを添付しておくものとする。

また、編入又は削除となったものについては、同欄右余白に編入又は削除となった年月日と、これを証する管理者(都道府県にあっては出先機関の長でも

差し支えない。)の認印を押印すること。

(4) 施行区分

「施行区分」は、国庫補助林道、県単林道、融資林道、自力施行林道等の別により、それぞれ「国庫」、「県単」、「融資」、「自力」等の区分を記入する。

なお、国庫補助林道については、「基幹道」、「基盤整備道」、「強靱化林道」、「管理道」、「専用道」又は「施業道」の補助区分の別を下段に併記し、また、県単林道又は自力施行林道のうち、ふるさと林道緊急整備事業により施行したものは、下段に（ ）で「ふるさと」と併記する。

(5) 幅員

「幅員」は、全幅員（車道幅員と路肩幅員との和とする。）を記入すること。

(6) 延長

「延長」は、次により記入すること。

ア 新設又は改築事業を施行した場合は、当該年度の施行延長を記入すること。

また、改築を施行した結果、中心線の移動等によって旧延長と出来形延長とに増減が生じた場合は、当該事業の延長に対応する旧延長及び幅員を摘要欄に記入すること。

イ 改良、舗装又は災害事業を施行した場合は、当該年度の施行延長を（ ）書きで記入すること。

また、当該事業を施行した結果、中心線の移動等によって旧延長と出来形延長とに増減が生じた場合は、当該事業の延長に対応する旧延長と差引増減（△）延長とを摘要欄に記入すること。

ウ 併用は、国有林が施行した林道（以下「国有林林道との併用」という。）と民有林が施行した林道（以下「民有林林道の併用」という。）とに区分するものとし、次により記入すること。

(ア) 国有林林道との併用は、併用協定書に基づく全体区間延長を（ ）書きで記入し、都道府県、市町村、森林組合等が維持管理、災害復旧等の協定書により定めた管理区間の延長を上段に※印を付し併記すること。

この場合、上段及び下段の延長は、現況延長欄には参入しないこと。

(イ) 民有林林道の併用は、併用協定書に基づく全体区間延長を（ ）書きで記入し、都道府県、市町村、森林組合等が維持管理、災害復旧等の協定書により定めた管理区間の延長を上段に※印を付し併記すること。

エ 作業道等他の道路から編入を受けた場合は、編入によって増となった延長を記入すること。この場合、編入前の当該道路の施行者、対象事業等について摘要欄に記入すること。

オ 転用（用途変更を含む。）等により市町村道等他の道路へ移管して削除となった場合は、削除によって減（△）となった延長を記入すること。この場合、移管先の管理者、道路の種類等を摘要欄に記入すること。

(7) 事業費

「事業費」は、当該事業に要した事業費を下段に記入し、同国費を上段に（ ）書きで併記すること。

(8) 補助率

「補助率」は、当該事業の国庫補助率を記入すること。ただし、開設事業にあっては、過疎地域又は振興山村地域の指定を受け国庫補助率の嵩上げがあった場合は当該補助率、災害復旧事業にあっては激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用により国庫補助率の嵩上げがあった場合は当該補助率を記入すること。

(9) 線形の状況

「線形の状況」は、曲線半径及び縦断勾配について記入するものとし、曲線半径については、規程第15条のただし書の規定値（以下「例外値」という。）を適用した箇所数、縦断勾配については規程第20条のただし書きの規定値（以下「例外値」という。）を適用した箇所数をそれぞれ記入すること。

(10) 構造物の状況

「構造物の状況」は、橋梁及びトンネルについて記入すること。また、当該構造物は、起点からの距離を摘要欄に記入するほか平面見取図及び平面図に位置関係を表示すること。

ア 橋梁について

(ア) 橋梁は、橋長4 m以上のものとする。

(イ) 構造は、木橋、永久橋の別及び橋梁の形式を記入すること。

イ トンネルについて

構造は、素掘り、巻き立ての別及びトンネルの形式を記入すること。

(11) 待避所、車廻し、林業作業用施設及び

「待避所、車廻し、林業作業用施設」は、設置された施設の箇所数を記入すること。

(12) 標識等

「標識等」は、林道に設置された標識又は道路反射鏡その他これらに類する交通安全施設の設置した本数を記入すること。

(13) 現況延長

ア 幅員は、「4.0m未満」と「4.0m以上」とに区分すること。また、規程第4条の林道の種類、自動車道の級別の区分等幅員の構成が2以上有する場合は、施行年度ごとに各々幅員の構成別に当該幅員及び延長を再掲すること。

イ 延長の増減（△）は、次により計上すること。

(ア) 新設については、延長増として当該の区分に追加して記入すること。

(イ) 改築及び改良によって幅員が「4.0m未満」から「4.0m以上」に移動する場合は、それぞれ当該の区分に変えて記入すること。この場合、当該事業を実施した結果中心線の移動等によって旧延長と出来形延長とに増減が生じた場合は、当該事業の出来形延長を延長増、当該事業の出来形延長に

対応する旧延長を延長減（△）として当該の区分の延長をそれぞれ修正の上記入すること。

(ウ) 改良、舗装及び災害については、延長の各欄には記入しないものとする。

ただし、当該事業を実施した結果中心線の移動等によって旧延長と出来形延長とに増減が生じた場合には、旧延長と出来形延長との増減のみを延長増又は延長減（△）として当該の区分の延長をそれぞれ修正の上記入すること。

(エ) 併用については、記入しないこと。ただし、民有林林道の併用は、新設又は改築の当該事業欄で記入すること。

(オ) 編入については、延長増として当該の区分に追加して記入すること。

(カ) 削除については、延長減として当該の区分から差し引いて記入すること。

ウ 累計は、「幅員4.0m未満」の延長と「幅員4.0m以上」の延長とを合算したものとし、地域森林計画、森林経営計画又は民有林林道整備計画の改訂、計画変更等により、全体計画延長に変更があった時点で総括表の現況欄に転記すること。

(14) 現在終点位置の地番等

「現在終点位置の地番等」は、当該事業に係る施行年度ごとの終点位置の地番を記入すること。また、終点位置の地番を表示することが不適当な場合は、目標として近傍の地形、地物の名称を記入すること。

(15) 登載年月日

「登載年月日」は、当該事業に係るすべての工事を完了し、引き渡しを行って使用が開始された日とすること。

(16) 「摘要欄」には、その他必要事項について記入すること。

4 平面見取図

(1) (第4号様式の1)

ア 作成対象

平面見取図は、林道台帳記載の路線ごとに作成すること。

イ 記入すべき事項及び方法

(ア) 林道の主なる経過地（目標物を含む。）、他の道路等と交差する地点の地番等を記入すること。

(イ) 林道の起点・終点の地番（開設計画のある路線は全体計画の終点の地番及び目標物を含む。）を記入し、既設は太字実線、開設計画は二重破線で表示すること。

(ウ) 林道に関連する施設について鉄道・道路等（河川・集落・公共施設及び主要な目標物を含む。）の名称等を表示すること。

(エ) 併用協定等の全体区間延長及び管理区間を表示すること。

- (オ) 林道の種類及び区分又は幅員が異なるごとにその延長を記入すること。
- ウ 記入する記号
この図面に記入する記号は、国土地理院発行の地形図記載の記号によること。

(2) (第4号様式の2)

ア 作成対象

「平面見取図」は、林道台帳登載の単線軌道ごとに作成すること。

イ 記入すべき事項及び方法

- (ア) 軌条の位置、利用区域及び起終点 (B P・E P)
- (イ) 接続道路の名称、道路の種類及び幅員
- (ウ) 単線軌道に関連する施設等 (河川・集落・公共施設、主要な付帯施設及び主要な目標物)

ウ 記入する記号

この平面図に記入する記号は、国土地理院発行の地形図記載の記号とする。

5 平面図 (第5号様式)

(1) 作成対象

平面図は、林道台帳記載の路線ごとに作成すること。

(2) 図面の縮尺及び寸法

ア 平面図の縮尺は、1/1,000以上とする。

イ 平面図の寸法は、原則としてB4版とする。

(3) 平面図の図化範囲

平面図の図化範囲は、林道敷地を原則とする。

(4) 記入事項及び方法

平面図は、林道付近の地形、地物を表示するとともに、林道台帳の平面図として、必要な次の事項を記入すること。

ア 市町村、大字及び字の名称及び境界線

イ 林道の幅員

ウ 開設、改良、舗装の年度別施行区間

エ トンネル及び橋梁の名称

オ 林道の主な付帯施設

カ 林道の敷地の国有、地方公共団体の所有又は民有の別

キ 交差、接続する道路及び路線名

ク 交差する鉄道及び名称

ケ 作成年月日及び作成者

(5) 記入する記号

この図面に記入する記号は、国土地理院発行の地形図記載の記号によること。

III 林道位置図

- 1 位置図は、5万分の1の地形図により作成し、B4版の規格に折り込むこと。
- 2 副本は、電子コピー等の複写としても差し支えない。

索引番号	
路線名	

林道台帳

総括表(単線軌道)

(第2号様式の2)

台帳番号	単線軌道名		管理者名		利用区域内の状況											
	位置	大字	町(村)	字	番地	区分	面積(ha)		蓄積(ha)		その他面積		制限等の内容		面積(ha)	
起点	郡(市)	町(村)	大字	字	番地	民有林	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	計	計	計			
終点	郡(市)	町(村)	大字	字	番地	(分収造林)										
	郡(市)	町(村)	大字	字	番地	国有林										
	郡(市)	町(村)	大字	字	番地	計										
路線名	幅員(m)	延長(km)	道路の種類	管理者名												
施行年度	施行主体名	施行区分	延長(m)	事業費(千円)	事業費(千円)	主な防護施設	主な付帯施設	現況延長(m)	登録年月日	摘要						
車両関係	施行主体名	施行区分	事業費(千円)	動力車	乗用台車	運転台車	荷物台車	登録年月日	摘要							
摘要																

(第4号様式の1)

林道台帳

平面見取図

索引
番号

路線名

(第4号様式の2)

林道台帳

平面見取図(単線軌道)

索引
番号

路線名

林道台帳

(第5号様式)

平面図

索引
番号

路線名

作成年月日：

作成者：

台帳整理番号：

図面番号：

